

山梨県公報

第六百四十二号

令和八年

三月三十日

月 曜 日

目次

告示

- 山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱の一部を改正する告示……………一五八
- 山梨県森林総合研究所手数料条例施行規程を廃止する告示……………一五八
- 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一五八
- 国土利用計画(山梨県計画)の変更……………一五八
- 山梨県土地利用基本計画の変更……………一五九
- 道路の供用開始……………一五九
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)……………一五九
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………一六〇
- 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第三条第四号イに規定する親族に準ずるものとして知事が定める者に関する告示……………一七七
- 山梨県営住宅設置及び管理条例第六条第一号の親族に準ずる者として知事が定める者及び同条第二号口の配偶者に準ずる者として知事が定める者に関する告示……………一七七
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数……………一七七

訓令

- 山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令……………一七八
- 庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令……………一七八
- 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令……………一七八
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一七九
- 山梨県職員研修規程の一部を改正する訓令……………一七九
- 職員の兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令……………一七九
- 山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………一七九
- 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………一八〇
- 山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令……………一八〇
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………一八〇
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………一八一

公告

- 山梨県公報発行規程及び山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………一八三
- 山梨県県有林野管理規程及び山梨県県有林野調査規程の一部を改正する訓令……………一八三
- 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………一八四
- 落札者の決定について……………一八四
- 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更(二件)……………一八四
- 土地改良区役員の就任……………一八五
- 公共測量の終了……………一八五
- 公共測量の実施……………一八五

企業局

- 山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部を改正する規程……………一八五

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し……………一八六

教育委員会

- 山梨県教育委員会委任規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則……………一八六
- 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………一八六
- 山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則……………一八六
- 山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則……………一八七
- 山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則の一部を改正する規則……………一八七
- 山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則……………一八七
- 山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………一九〇
- 山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………一九〇
- 博物館の登録(三件)……………一九〇
- 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………一九一
- 山梨県議会会議規則の一部を改正する規則……………一九一
- 山梨県議会ハラスメントの防止等に関する規程を制定する訓令……………一九一
- 山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令……………一九七

告示

山梨県告示第百三号

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱の一部を改正する告示

山梨県モーター類似施設等設置規制指導要綱（昭和六十年山梨県告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、同条を次のように改める。

（審査等）

第七条 知事は、モーター類似施設等設置協議書の提出があつたときは、その設置の適否について審査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により審査を行うときは、第十条に規定するモーター類似施設等審査会の意見を聴くものとする。

第五条第一項中「旅館業法第二条第二項から第四項までに規定する施設又は公衆浴場法第一条第一項に規定する施設」を「モーター類似施設等」に改め、同条第二項中「旅館等設置協議書」を「モーター類似施設等設置協議書」に改め、同条を第六条とする。

第四条を第五条とする。

第三条中「モーター類似施設」を「前条の対象区域において、モーター類似施設」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（対象区域）

第三条 この要綱の対象区域は、山梨県全域（甲府市を除く。）とする。

第一号様式中「第5条」を「第6条」に改め、「第5条」を「第6条」に改める。

第二号及び第三号様式中「第7条」を「第8条」に改める。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県告示第百四号

山梨県森林総合研究所手数料条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県森林総合研究所手数料条例施行規程を廃止する告示

山梨県森林総合研究所手数料条例施行規程（昭和三十年山梨県告示第二百六十八号）は、廃止する。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県告示第百五号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1(1)の表を削り、1(2)の表を1(1)の表とする。

2(1)の表食品に係る産業技術に関連するものの部成分試験の款理化学分析（無機質）の項から理化学分析（糖類）の項までを削り、同部機器分析の款ガスクロマトグラフによる分析の項を次のように改める。

ガスクロマトグラフによる分析	1年	メタノール エタノール 香気成分	3, 140円 3, 210円 2, 810円
		ジエチレングリコール	3, 140円

2(1)の表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による分析（分析条件の検討が不要なもの）の項から液体クロマトグラフ質量分析計による分析（分析条件の検討が不要なもの）の項までを削り、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部硬度試験の款を削る。

山梨県告示第百六号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七条第九項の規定により国土利用計画（山梨県計画）の全部を変更したので、同項において準用する同条第五項の規定によりその要旨を公表する。なお、その関係図書は、山梨県県土整備部県土整備総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百七号

山梨県土地利用基本計画を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。その関係図書は、山梨県県土整備部県土整備総務課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 変更に係る事項 山梨県土地利用基本計画の計画図及び計画書の変更
- 二 変更内容

(一) 計画図の変更

- 1 韮崎市における森林地域の縮小
 - 2 北杜市における森林地域の縮小
 - 3 南部町における森林地域の縮小（六件）
 - 4 富士吉田市における森林地域の縮小
- (二) 計画書の変更 次のとおりとする（「次のとおり」は、省略する。）。

山梨県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和八年四月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	天神平甲府線	甲府市緑が丘二丁目二二三 九番一・二地先から 甲府市和田町字寺の前二四 四八番一・三地先まで	二三四・二	令和八年三 月三十一日

山梨県告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 笛吹市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 笛吹川都市計画下水道事業笛吹市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十四年七月二十六日から令和十三年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第二百七十九号、昭和五十五年山梨県告示第八十七号の二、昭和五十八年山梨県告示第七十八号、昭和五十九年山梨県告示第二百八十六号、平成三年山梨県告示第五百三十四号、平成三年山梨県告示第五百三十六号、平成三年山梨県告示第五百九十四号、平成五年山梨県告示第三百四十五号、平成七年山梨県告示第二百二十二号、平成七年山梨県告示第三百八十九号、平成七年山梨県告示第三百九十一号、平成十年山梨県告示第三十二号、平成十四年山梨県告示第二百八十四号、平成十四年山梨県告示第三百号、平成十四年山梨県告示第四百四十七号、平成十四年山梨県告示第四百七十一号、平成十九年山梨県告示第四百三十八号、平成十九年山梨県告示第四百三十九号、平成二十二年山梨県告示第六十二号及び令和三年山梨県告示第六十六号の事業地に笛吹市石和町大字中川南組の一部を加え、笛吹市石和町大字広瀬字早稲田及び字西町、笛吹市御坂町大字成田字黒経塚及び字永命並びに大字国衛字小塔田及び字赤目田の各地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 富士吉田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士吉田市公共下水道

三 事業施行期間 昭和五十二年九月二十六日から令和十四年三月三十一日まで
 四 事業地

1 収用の部分 昭和五十二年山梨県告示第三百六十三号、昭和五十九年山梨県告示第二百二十三号、平成元年山梨県告示第九十号、平成五年山梨県告示第二百八十二号、平成七年山梨県告示第二百四十五号、平成十三年山梨県告示第二百十五号、平成十六年山梨県告示第五百三十八号、平成十八年山梨県告示第九十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十七号、平成二十二年山梨県告示第三百二十八号、平成二十四年山梨県告示第八十号、平成二十四年山梨県告示第四百二十九号、平成二十五年山梨県告示第二百九十八号、平成二十七年山梨県告示第二百三十二号、平成二十九年山梨県告示第七十六号、平成三十年山梨県告示第九十六号、令和二年山梨県告示第九十六号、令和三年山梨県告示第八十四号及び令和四年山梨県告示第六十号の事業地に、富士吉田市大字新屋字山ノ神原並びに大字上吉田字城山西及び字上古吉田の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第九条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	自然現象の種類	区域の表示	指定事項	指定告示
北杜市	日野一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり（図面省略）	新規	
同	日野一	同	同	同	同
同	日野一	同	同	同	同
同	日野一	同	同	同	同
同	日野一	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
塚川一	塚川二	檜山	熊ノ堂	狐石	原	下平	塩川一	塩川二	塩川三	塩川	上河原一	上河原二	上河原三	大柴	上河原一	上河原二
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
下津金 1	上津金 5	上津金 4	上津金 3	上津金 2	小尾 12	小尾 11	上津金 1	小尾 10	小尾 9	小尾 8	小尾 7	小尾 6	小尾 5	小尾 4	小尾 3	小尾 2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
江草 5	小倉 3	穴平 1	江草 4	江草 3	江草 2	江草 1	小倉 2	小倉 1	下津金 9	下津金 8	下津金 7	下津金 6	下津金 5	下津金 4	下津金 3	下津金 2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
若神子 ー7	上神取 ー2	浅尾新田 ー2	浅尾新田 ー1	大蔵 ー2	大蔵 ー1	藤田	若神子 ー6	若神子 ー5	若神子 ー4	若神子 ー3	若神子 ー2	上神取 ー1	穴平 ー2	若神子 ー1	江草 ー7	江草 ー6
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西和田 ー1	河平 ー2	河平 ー1	平内	十郎林	沢入	横山	信玄原	稲久保	小笠原 ー4	小笠原 ー3	小笠原 ー2	小笠原 ー1	浅尾	下神取	上神取 ー3	若神子 ー8
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川久保	念場原 1-3	念場原 1-2	念場原 1-1	古宿	城山上	成岡 1-2	牛池	長大地	入沢	高松 1-5	高松 1-4	堂久保	腰巻	成岡 1-1	米山	西和田 1-2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
下原	下深沢	海田 1-2	海田 1-1	篠原	小倉	上村の 内	羽根 尽	上深沢	念場原 1-11	念場原 1-10	念場原 1-9	念場原 1-8	念場原 1-7	念場原 1-6	念場原 1-5	念場原 1-4
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
根古屋	飯森前	上屋敷	石沢	上深沢 1-6	上深沢 1-5	上深沢 1-4	上深沢 1-3	横大道 1-2	横大道 1-1	上深沢 1-2	上深沢 1-1	東久保	大久保	船久保	西村	下宮原
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
桂	半の木	中反	滝下	上手原 1-2	上手原 1-1	上手林 1-1	千草場	横吹	源氏籠	山毛之窪	丸山	耕地久保	島屋敷	大内窪 1-3	大内窪 1-2	大内窪 1-1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
並木上 12	並木上 11	石堂 6	石堂 5	石堂 4	石堂 3	石堂 2	石堂 1	東久保	新井	山寺平	下之前	川又坂上	南反	旭西久保	上手林 2	膳棚
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
内山 3	内山 2	内山 1	大泉 1	落合 2	落合 1	並木上 13	並木上 12	並木上 11	並木上 10	並木上 9	並木上 8	並木上 7	並木上 6	並木上 5	並木上 4	並木上 3
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
米山 12	米山 11	落合 3	並木上 15	並木上 14	西泉 2	西泉 1	猪塚 1	御別当 1	石堂 11	石堂 10	石堂 9	石堂 8	石堂 7	井富 3	井富 2	井富 1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宮沢	大日向 1	大原	江戸山 1	坂の上 1	堀の内 1	城山 1	町屋 4	町屋 3	町屋 2	町屋 1	吉指 1	林崎 2	林崎 1	小坂 1	南平 2	南平 1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上大坊12	上大坊11	沢	上原	烏帽子石	中原	御殿12	大日向13	御殿11	富県	中山	大ノ田12	大ノ田11	下原	新居	川久保	大日向12
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大平12	大平11	大原11	上深沢	菖蒲沢	陳場	若見所	大久保12	大久保11	蒲門	端場	海道東	ミノゾウ	とうのふ	鴨尾	山崎12	山崎11
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
赤井沢	中沢	栗木沢	桂沢	川平 1-3	川平 1-2	川平 1-1	堰口	南坊田	大原 1-2	本村 1-2	本村 1-1	坂下	北原 1-2	北原 1-1	大平 1-4	大平 1-3
同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

		二 土砂災害特別警戒区域														
市町村名	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
警戒区域の名称	藪の湯沢 1-2	藪の湯沢 1-1	黒沢川 1-1	滝道川 1-1	茶の下沢	田沢川 1-1	菖蒲沢	宮川 1-12	山田川	甲川 1-10	宮川 1-11	唐沢 1-3	戸屋沢 1-1	東久保川 1-6		
自然現象の種類	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
区域の表示及び衝撃に関する事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
指定事項	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
指定告示																

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	北杜市
熊ノ堂	狐石	原	下平	塩川 1-3	塩川 1-2	塩川 1-1	上河原 1-3	大柴	上河原 1-2	上河原 1-1	大野山	上河原	塚川 1-1	日野 1-2	日野 1-1	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	急傾斜地 の崩壊
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	次の図のと おり(図面 省略)
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新規

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上津金 1-3	上津金 1-2	小尾 1-12	小尾 1-11	上津金 1-1	小尾 1-10	小尾 1-9	小尾 1-8	小尾 1-7	小尾 1-6	小尾 1-5	小尾 1-4	小尾 1-3	小尾 1-2	塚川 1-3	塚川 1-2	檜山
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
穴平 1	江草 4	江草 3	江草 2	江草 1	小倉 2	小倉 1	下津金 9	下津金 8	下津金 7	下津金 6	下津金 5	下津金 3	下津金 2	下津金 1	上津金 5	上津金 4
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
若神子 7	上神取 2	浅尾新田 2	浅尾新田 1	大蔵 2	大蔵 1	藤田	若神子 6	若神子 5	若神子 4	若神子 2	上神取 1	穴平 2	江草 7	江草 6	江草 5	小倉 3
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西和田 1	河平 2	河平 1	平内	十郎林	沢入	横山	信玄原	稲久保	小笠原 4	小笠原 3	小笠原 2	小笠原 1	浅尾	下神取	上神取 3	若神子 8
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
川久保	念場原 3	念場原 2	念場原 1	古宿	城山上	成岡 2	牛池	長大地	入沢	高松 5	高松 4	堂久保	腰巻	成岡 1	米山	西和田 2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
下原	下深沢	海田 1-2	海田 1-1	篠原	小倉	上村の内	羽根尽	上深沢	念場原 1-11	念場原 1-10	念場原 1-9	念場原 1-8	念場原 1-7	念場原 1-6	念場原 1-5	念場原 1-4
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
根古屋	飯森前	上屋敷	石沢	上深沢 1-6	上深沢 1-5	上深沢 1-4	上深沢 1-3	横大道 1-2	横大道 1-1	上深沢 1-2	上深沢 1-1	東久保	大久保	船久保	西村	下宮原
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
桂	半の木	中反	滝下	上手原12	上手原11	上手林11	千草場	横吹	源氏籠	山毛之窪	丸山	耕地久保	島屋敷	大内窪13	大内窪12	大内窪11
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
並木上12	並木上11	石堂16	石堂15	石堂14	石堂13	石堂12	石堂11	東久保	新井	山寺平	下之前	川又坂上	南反	旭西久保	上手林12	膳棚
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
内山 13	内山 12	内山 11	大泉 1	落合 2	落合 1	並木上 13	並木上 12	並木上 11	並木上 10	並木上 9	並木上 8	並木上 7	並木上 6	並木上 5	並木上 4	並木上 3
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
米山 2	米山 1	落合 3	並木上 15	並木上 14	西泉 2	西泉 1	貉塚 1	御別当 1	石堂 11	石堂 10	石堂 9	石堂 8	石堂 7	井富 3	井富 2	井富 1
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
宮沢	大日向 1	大原	江戸山 1	坂の上 1	堀の内 1	城山 1	町屋 4	町屋 3	町屋 2	町屋 1	吉指 1	林崎 2	林崎 1	小坂 1	南平 2	南平 1	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上大坊 2	上大坊 1	沢	上原	鳥帽子石	中原	御殿 2	大日向 3	御殿 1	富県	中山	大ノ田 2	大ノ田 1	下原	新居	川久保	大日向 2
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大平 12	大平 11	大原 11	上深沢	菖蒲沢	陳場	若見所	大久保 12	大久保 11	蒲門	端場	海道東	ミノゾウ	とうのふ	鴨尾	山崎 12	山崎 11
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
東久保川 16	赤井沢	栗木沢	桂沢	川平 13	川平 12	川平 11	堰口	南坊田	大原 12	本村 12	本村 11	坂下	北原 12	北原 11	大平 14	大平 13
同	同	同	土石流	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
藪の湯沢ー2	藪の湯沢ー1	黒沢川ー1	滝道川ー1	茶の下沢	田沢川ー1	菖蒲沢	宮川ー12	山田川	甲川ー10	宮川ー11	唐沢ー3	戸屋沢ー1	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

山梨県告示第百十二号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第一条第一号に規定する特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第三条第四号イに規定する親族に準ずる者として知事が定めるものに関する告示（令和五年山梨県告示第百五十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
 第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 山梨県とパートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結した都道府県から、入居者と山梨県特定公共賃貸住宅に同居する間有効なパートナーシップに係る証明書等の交付を受けているパートナーシップの相手方

山梨県告示第百十三号

山梨県管住宅設置及び管理条例第六条第一号の親族に準ずる者として知事が定める者及び同条第二号口の配偶者に準ずる者として知事が定める者に関する告示（令和六年山梨県告示第百九十二号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一の3中「及び2」を「から3まで」に改め、一中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 山梨県とパートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結した都道府県から、入居者と県管住宅に同居する間有効なパートナーシップに係る証明書等の交付を受けているパートナーシップの相手方

二に次のように加える。

3 山梨県とパートナーシップ宣誓制度に関する協定を締結した都道府県から、入居者と県管住宅に同居する間有効なパートナーシップに係る証明書等の交付を受けているパートナーシップの相手方

山梨県告示第百十四号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。）第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項、第十一条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条の二第三項、第六項及び第七項の規定による知事が定める数を次のとおり定め、令和八年四月一日から適用する。なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定による知事が定める数（令和七年山梨県告示第八十号）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 政令第九条第三項の規定により医療費指数反映係数として知事が定める数 ○・四
 二 政令第九条第五項の規定により一般納付金所得係数として知事が定める数 一・〇

七二三四八五八九七三三
 三 政令第九条第八項の規定により一般納付金基礎額調整係数として知事が定める数
 一・〇二二〇九四七一〇九七五二
 四 政令第九条第九項の規定により一般納付金被保険者均等割指数として知事が定める数
 〇・七
 五 政令第十条第三項の規定により後期高齢者支援金等納付金所得係数として知事が定める数
 一・〇六九一六七一二二九二四八
 六 政令第十条第六項の規定により後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数として知事が定める数
 〇・九九九九九九七七〇二八
 七 政令第十条第七項の規定により後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数として知事が定める数
 〇・七
 八 政令第十一条第三項の規定により介護納付金納付金所得係数として知事が定める数
 一・一〇三四七〇三一五六三三〇
 九 政令第十一条第六項の規定により介護納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数
 〇・九九九九九九九一三六四九
 十 政令第十一条第七項の規定により介護納付金納付金被保険者均等割指数として知事が定める数
 〇・七
 十一 政令第十一条の二第三項の規定により子ども・子育て支援納付金納付金所得係数として知事が定める数
 一・〇七二三四八五八九七三三三
 十二 政令第十一条の二第六項の規定により子ども・子育て支援納付金納付金基礎額調整係数として知事が定める数
 〇・九九九九九九九七七八七六
 十三 政令第十一条の二第七項の規定により子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数として知事が定める数
 〇・七

訓 令

山梨県訓令甲第二号

本 出 先 機 関 庁
 山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令

山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のよ

うに改正する。
 第四条第二項及び第三項、第四条の二、第十一条第一項、第十二条、第十五条並びに第十六条第一項及び第三項中「新価値・地域創造推進局長」を「新価値創造推進局長」に改める。
 第十八条第三項中「総務部次長」を「新価値創造推進局次長」に改め、同条第四項及び第六項中「新価値・地域創造推進局長」を「新価値創造推進局長」に改める。
 第十九条及び第二十三条中「新価値・地域創造推進局長」を「新価値創造推進局長」に改める。
 附 則
 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

本 出 先 機 関 庁
 庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令
 庁内統計調査事務調整規程（昭和二十九年山梨県訓令甲第四十九号）の一部を次のように改正する。
 第八条中「新価値・地域創造推進局長」を「新価値創造推進局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第四号

本 出 先 機 関 庁
 山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県職員の勤務時間の特例に関する規程（昭和三十二年山梨県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

別表十の項中「美術館」の下に「（デザイン課を除く。）」を加え、同表に次のよう

に加える。

十二 国際・水素戦略推進課に勤務する職員のうち山梨県職員研修規程（平成十一年山梨県訓令甲第四号）に基つき学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の修士課程（経営学に関する学位が授与される課程に限る。）に派遣され研修を受ける者	四週間に いて百五十 五時間（た だし、休憩 時間を除く ）	勤務時間の 割振りは、 課長が定め る。	一時間とし 、その割振 りは、課長 が定める。	四週間に いて八日と し、課長が 定める。
---	---	-------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第五号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部署長の款中「次長」の下に「、バックオフィス改革戦略監」を加え、「、財産高度化戦略監」を削り、「リニア推進監」を「文化振興監」に改め、「、地域振興官」を削り、同部中「富士山未来・次世代交通統括官、山梨ブランド・国際戦略統括官」を「富士山未来統括官」に改め、同部局長の款中「DX・バックオフィス改革戦略監」を「地域デザイン・リニア推進監、地域・次世代交通推進監、山梨トラム推進監、リニア整備推進監」に改め、「次長」の下に「、DX推進監、山梨ブランド戦略監」を加える。

本 出 先 機 関
庁 先 機 関
労働委員会事務局

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第六号

山梨県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員研修規程の一部を改正する訓令

山梨県職員研修規程（平成十一年山梨県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「職員研修所」を「職員研修室」に改める。

第六条第一項、第九条及び第十条中「職員研修所長」を「職員研修室長」に改める。

本 出 先 機 関
庁 先 機 関
労働委員会事務局

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員
の兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

職員
の兼職及び補職に関する規程の一部を改正する訓令

職員
の兼職及び補職に関する規程（平成三十年山梨県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「総務県民課」を「県民・地域支援課」に改める。

本 出 先 機 関
庁 先 機 関
労働委員会事務局

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

本 出 先 機 関
庁 先 機 関

出 先 機 関
労働委員会事務局
山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十日

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項の表定期健康診断の項を次のように改める。

定期健康診断

イ	問診
ロ	身長、体重、腹囲、視力及び聴力検査
ハ	胸部エックス線検査
ニ	血圧測定
ホ	貧血検査
ヘ	肝機能検査
ト	血中脂質検査
チ	血糖検査
リ	腎機能検査
ヌ	尿検査
ル	心電図検査
ヲ	眼底検査
ワ	診察
カ	保健指導

第十一条第一項の表生活習慣病検査の項を削り、同表肺がん検査の項ハを削る。
附 則
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

本 出 先 機 関
山梨県知事 長 崎 幸太郎
職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十日

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令
職員に駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表九の項中「森林経営管理事業」を「森林経営管理制度の運用」に改める。

附 則
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

本 出 先 機 関
山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令
山梨県副知事の担任意務に関する規程（令和六年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号二中「新価値・地域創造推進局」を「新価値創造推進局」に改め、同号中チをリとし、ホからトまでをヘからチまでとし、ニの次に次のように加える。
ホ 地域デザイン・新交通基盤推進局に関すること。

附 則
この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十一号

本 出 先 機 関
山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公印規程の一部を改正する訓令
山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。
第一条の二に次の二号を加える。

- 五 情報システム 山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）第三条第四号に規定する情報システムをいう。
- 六 情報システム管理者 山梨県電子情報処理管理規程第三条第九号に規定する情報システム管理者をいう。

第八条第一項第二号中「秘書課の課長」を「政策調整グループの政策参事」に改め、同項第四号を次のように改める。

第八条第一項中第二十六号を第二十七号とし、第五号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

四 新価値創造推進局専用の知事印及び部長印 新価値創造推進局新事業チャレンジ推進課の課長

五 地域デザイン・新交通基盤推進局専用の知事印及び部長印 地域デザイン・リニア推進グループの地域デザイン・リニア推進監

第十七条中「第十二条及び第十六条」を「第十三条から第十七条」に改め、同条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十二条から第十五条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の一条を加える。

(電子公印)

第十二条 情報システム管理者は、情報システムを利用して一定の内容の文書を多数印刷し、若しくは印刷させる場合又は特別の事由がある場合であつて、公印の印影を文書に出力するため当該情報システムに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。)として記録する必要があるときは、あらかじめ行政法務課長の承認を得なければならぬ。

2 情報システム管理者及び情報システム管理者があらかじめ指定した者以外の者は、前項の規定により電磁的記録として記録した公印の印影(次項及び第四項において「電子公印」という。)を取り扱つてはならない。

3 電子公印の取扱いに当たつては、改ざん、漏えい、滅失その他の不正を防止するための措置を講ずるものとする。

4 電子公印が不要となつたときは、情報システム管理者は、行政法務課長にその旨を届け出るとともに、速やかに当該電子公印を復元不可能な手段で削除しなければならない。

別表知事印の項中「二十 新価値・地域創造推進局」を「二十 新価値創造推進局 二十一 地域デザイン」に改める。

新交通基盤推進局用

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令第十二号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県行政文書管理規程(平成十八年山梨県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第六項中「押印し、」を「押印した上で、当該紙文書をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により電磁的記録を作成し、これを」に、「登録された收受年月日及び番号を記入しなければ」を「登録しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第七項を次のように改める。

7 前項の規定にかかわらず、主任者は、收受した紙文書が次のいずれかに該当するときは、收受印を押印し、文書管理システムに登録された收受年月日及び番号を記入するものとする。

一 文書又は図画であつて、電磁的記録により取得することができず、かつ、当該文書又は図画をスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法による電磁的記録の作成のために多大な作業を要するものとして行政法務課長が別に定めるもの

二 特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第九項の特定個人情報をいう。第十八条第三項第二号及び第二十八条第三項第二号において同じ。)、租税の賦課又は徴収に関する情報その他秘匿性が高いものとしてインターネットに接続できない環境で取り扱うことが義務付けられている情報を含むもの

三 前二号のほか、紙文書のまま收受を行うことが合理的であるとして行政法務課長が別に定めるもの

第十五条に次の一項を加える。

8 主任者は、第六項の規定により紙文書を電子文書として登録したときは、当該紙文書が次のいずれかに該当する場合を除き、廃棄しなければならない。

- 一 法令等の定めにより紙媒体での保存が義務付けられているもの
- 二 現に監査、検査等の対象になっているもの
- 三 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの
- 四 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの

五 情報公開条例第五条の規定による開示の請求又は個人情報保護の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第七十六条第一項の規定による開示の請求があつた

もの

- 六 監査、検査等が見込まれるもの
 - 七 訴訟や不服申立てが見込まれるもの
 - 八 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存することが適当と認められるもの
 - 九 その他行政法務課長が別に定めるもの
- 第十八条第三項第二号を削り、同項第三号中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第九項の特定個人情報を用いる。第二十八号第三項第二号において同じ。)」を削り、「及びインターネットに接続されている機器には」を「に」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第二十二條第一項の規定による支出負担行為の、同規則第六十三條第一項の規定による支出命令書、同規則第四百六十六條第一項の規定による物品要求書若しくは同規則第五百八十八條第一項の規定による物品修繕要求書である場合又はこれらの文書に添付する文書である場合であつて、円滑な事務処理のため紙文書を添付することが合理的であると行政法務課長が別に定める場合に該当する場合 行政法務課長が別に定める方法

第三十四條第二項中「紙文書」の下に「(第十八條第四項第四号の規定により添付した紙文書を含む。第三十六條第一項において同じ。)」を加え、同条第三項中「ほか、」の下に「行政法務課長が別に定めるところにより」を加える。

第三十五條第七項第四号中「(平成十五年法律第五十七号)」を削る。

第四十二條を第四十三條とし、第四十一條の次に次の一條を加える。

第四十二條 所屬は、第十八條第四項第四号の規定により円滑な事務処理のために添付した紙文書については、当該事務処理の終了後速やかにこれを廃棄しなければならない。この場合において、前条第二項本文の規定は、適用しない。

「人口減少危機対策課

別表第一の一の表中「人口減少危機対策課」を「人口減少危機対策課

高度政策企画ユニット

人口対	「政策調整グループ	政調	及び	「山梨・富士山未
政調	「高度政策企画ユニット	高度企イ		
高度企イ				

来課「山富」を削り、「国際戦略・自然首都圏推進課」「国自」を「国際・水素戦略推進

課「国水」を削り、「リニア・次世代交通推進課」「リ交」を削り、「統計調査課」「統

「統計調査課」統 職員厚生課

地域デザイン・リニア推進グループ 地リ 財政課

山梨トラム推進グループ ト推 税務課

地域・次世代交通推進グループ 地次交 資産高度利用推進課

リニア整備推進グループ リ整 行政法務課

「財政課」財 市振 市町村振興課

市町村振興課 市振 市振 「働きやすい職場づくり支援室

行政法務課 行政法 働

職場環境マネジメント課 職マネ 庁舎管理室

税務課 税 職マネ 庁管

資産高度利用推進課 資高推 財政企画室

職員厚生課 職厚 職厚 財企

「職員研修室」職研 職研

財政企画室 財企 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準

総合防災政策室 防政 防政

「地域エネルギー推進室」地エネ 地エネ

国民スポーツ大会・全国パラスポーツ大会 国全ス 下

「リニア整備推進室」リ整推 職マネ

水道室 下水 果樹・六次産業振興課 果六 果樹園芸振興

「果園」果園 食糧花き水産課 食花 食糧水産課 食水 食水

「治水課」治水 治水 治水課

上下水道政策課 上下水 治水課

「治水課」治水 治水 治水課

「工事検査課」出 総

「工事検査課」出 総

「治水課」治水 治水 治水課

【参考】

「大阪事務所

大阪

中北地域県民センター

中北七

別表第一の2の表中「大阪事務所（大阪）」を

岐阜七

岐阜地域県民センター

岐阜七

富士・東部地域県民センター

富東七

「中北地域県民センター

中北七

に改め、

岐阜七

岐阜地域県民センター

岐阜七

富士・東部地域県民センター

富東七

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令第十三号

本 庁
出 先 機 関

山梨県公報発行規程及び山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県公報発行規程及び山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
(山梨県公報発行規程の一部改正)

第一条 山梨県公報発行規程（昭和二十八年山梨県訓令甲第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

第二条中「室長」の下に「、同規則第十四条の二第三項に規定する政策参事等」を加え、「の写し二部」を「を記録した規則第二条第二項に規定する電磁的記録」に、

「第六条第三項」を「第五条第三項」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「印刷の」を削る。

（山梨県行政文書管理規程の一部改正）

第二条 山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「、公報原稿用紙（第五号様式）」を削る。

第五号様式を次のように改める。

第五号様式 別添

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県訓令第十四号

森 林 環 境 部
林 務 環 境 事 務 所
森 林 総 合 研 究 所

山梨県有林野管理規程及び山梨県有林野調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県有林野管理規程及び山梨県有林野調査規程の一部を改正する訓令
(山梨県有林野管理規程の一部改正)

第一条 山梨県有林野管理規程（昭和三十七年山梨県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

令達先中「林政部」を「森林環境部」に改める。

第三条第二項中「十年間」を「五年間」に改める。

第五条第三項中「貸し付けた」を「貸付け又は地上権若しくは地役権の設定をし

た」に、「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第二十一条から第二十三条までの規定中「林政部長」を「森林環境部長」に改め

る。

第二十三条の二中「林政部長」を「森林環境部長」に、「十年間」を「五年間」に

改める。

第二十四条から第二十六条までの規定中「林政部長」を「森林環境部長」に改め

る。

第二十八条中「林政部」を「森林環境部」に改める。

第二十九条中「林政部長」を「森林環境部長」に、「以降五箇年間」を「から当該

管理計画の最終年度まで」に改める。

第三十二条第一項及び第三十二条の二中「林政部長」を「森林環境部長」に改め

る。

第三十五条第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 間伐をしようとするとき。

第三十六条、第三十九条、第四十二条から第四十六条まで及び第四十八条中「林政部長」を「森林環境部長」に改める。

(山梨県県有林野調査規程の一部改正)

第二条 山梨県県有林野調査規程(昭和四十五年山梨県訓令甲第六号)の一部を次のように改正する。

令達先中「林政部」を「森林環境部」に改める。

第三十六条中「林政部長」を「森林環境部長」に改める。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

公 告

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地 カインズ笛吹店 山梨県笛吹市石和町四日市場字大口町千七百四十二番 外
- 二 届出の内容 新設
- 三 届出の公告日 令和七年十一月十日
- 四 意見の概要
 - 1 防災対策への協力
 - 2 廃棄物の適切な処理
- 五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 六 縦覧期間 この公告の日から令和八年四月三十日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブ

で作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和八年三月三十日

山梨県立博物館

副館長 柳 沢 章 司

一 落札に係る役務の名称及び数量

(一) 名称 山梨県立博物館総合(常駐・機械併用)警備業務等

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

(一) 名称 山梨県立博物館

(二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地の一

三 落札者を決定した日 令和八年三月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

(一) 名称 セコム山梨株式会社

(二) 住所 山梨県甲府市德行三丁目十二番二十五号

五 落札金額 六千四百九十九万九千八百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和八年二月五日

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(畑地帯総合整備事業「担い手支援型」山梨西部地区)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間 この公告の日から令和八年四月二十七日まで

- 三 縦覧場所 山梨市役所
四 審査請求期間 この公告の日から令和八年五月十二日まで
五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年九月三十日まで

● 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業大窪地区）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。
令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
二 縦覧期間 この公告の日から令和八年四月二十七日日まで
三 縦覧場所 笛吹市役所
四 審査請求期間 この公告の日から令和八年五月十二日まで
五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和八年九月三十日まで

● 土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。
令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	今村英香	甲州市勝沼町勝沼三千百二十五番地	令和八年三月十八日
同	萩原恵子	山梨市上岩下十五番地	同
同	前島なほみ	笛吹市一宮町東新居千四百十同	同

四番地

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により山梨県から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 一級水準測量
二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
三 測量の期間 令和七年十月十六日から令和八年三月十九日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により東京都水道局水源管理事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）
二 測量の地域 甲州市、北都留郡丹波山村及び北都留郡小菅村
三 測量の期間 令和七年七月八日から令和八年三月二十四日まで

企業局

山梨県企業局管理規程第八号

山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和八年三月三十日

山梨県公営企業管理者 落 合 直 樹

山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部を改正する規程
山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「山梨県職員研修所」を「人事課職員研修室」に改める。
第三条第四号中「山梨県職員研修所」を「人事課職員研修室」に、「山梨県職員研修所長」を「人事課職員研修室長」に改める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を行うことができる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消す。

令和八年三月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山洋

施設の名 称	所 在 地
峡南医療センター企業団 市川三郷病院	西八代郡市川三郷町市川大門四二八番地の一

教育委員会

山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育委員会委任規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

山梨県教育委員会委任規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する等の規則（山梨県教育委員会委任規則の一部改正）

第一条 山梨県教育委員会委任規則（昭和三十二年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第二条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とする。

（山梨県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則の廃止）

第三条 山梨県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和五十九年山梨県教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附則

この規則は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則（昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「及び栄養士」を「、栄養士、主任管理栄養士及び管理栄養士」に改める。

別表第一県立学校の項中「栄養士」の下に「、主任管理栄養士、管理栄養士」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 荻 野 智 夫

山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則

山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第十八号中「ヤングケアラ」の下に「並びに少年の立ち直り支援」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第五号

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 荻 野 智 夫

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県立科学館設置及び管理条例施行規則（平成十年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「の者」の下に「（県内に住所を有しない者を除く。）」を加える。

附則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第六号

山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 荻 野 智 夫

山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則の一部を改正する規則

山梨県へき地学校等及び特別の地域に所在する学校の指定の基準を定める規則（平成二十四年山梨県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第九条中「おおむね六年ごと」を「定期的」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会規則第七号

山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 荻 野 智 夫

山梨県立図書館運営規則の一部を改正する規則

山梨県立図書館運営規則（平成二十四年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

（個人番号カードの利用）

第九条の二 前条第二項の規定により図書館利用カードの交付を受けた者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）を図書館利用カードとして利用することができる。

2 前項の規定により個人番号カードを図書館利用カードとして利用するための手続に關し必要な事項は、館長が定める。

第三号様式中

利用者番号							
(住所カード番号)							

を

利用者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

図書館利用カード



山梨県立
図書館 YAMANASHI
PREFECTURAL
LIBRARY

利用者氏名

利用者番号（バーコード）

裏面

- ・図書館のサービスを利用する時には、このカードが必要となります。
- ・住所、電話番号などの変更の際には、お知らせください。
- ・3年ごとに更新の手続きが必要です。

☆開館時間	閲覧エリア	平日	午前9時～午後8時
		祝日・土日	午前9時～午後7時
	交流エリア		午前9時～午後9時
☆休館日	閲覧エリア	月曜日、年末年始等	
	交流エリア	年末年始等	

山梨県立図書館（かいぶらり）

〒400-0024 山梨県甲府市北口2丁目8番1号
TEL 055-255-1040(代表) 255-1041(施設予約)
FAX 055-255-1042
URL <https://www.lib.pref.yamanashi.jp/>



第五号様式及び第六号様式中「**書庫**」を「**蔵書**」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の山梨県立図書館運営規則第四号様式による図書館利用カードは、この規則による改正後の山梨県立図書館運営規則第四号様式による図書館利用カードとみなす。

山梨県教育委員会訓令甲第一号

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

山梨県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育委員会安全衛生管理規程（昭和五十三年山梨県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表肺がん検診の項ハを削る。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第二号

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十日

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
県 立 図 書 館
県 立 学 校

山梨県教育センター
山梨県立図書館

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

山梨県教育庁行政文書管理規程の一部を改正する訓令

山梨県教育庁行政文書管理規程（平成十八年山梨県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項第一号中「、公報原稿用紙（第五号様式）」を削る。
第五号様式を次のように改める。

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長告示第一号

山梨県教育委員会教育長告示第一号
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。
令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 萩 野 智 夫

一 登録年月日

令和八年三月三十日

二 記号番号

梨博第七号

三 設置者の名称及び住所

公益財団法人青春白樺美術館財団

北杜市長坂町中丸字祭の神四五六一

四 名称

青春白樺美術館

五 所在地

北杜市長坂町中丸字祭の神四五六一

山梨県教育委員会教育長告示第二号

山梨県教育委員会教育長告示第二号
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

一 登録年月日

令和八年三月三十日

二 記号番号

梨博第十四号

三 設置者の名称及び住所

富士吉田市

四 名称

富士吉田市歴史民俗博物館

五 所在地

富士吉田市上吉田東七丁目二七番一号

山梨県教育委員会教育長告示第三号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十四条の規定により、次のとおり博物館を登録したので、博物館の登録に関する規則（令和三年山梨県教育委員会規則第一号）第六条の規定に基づき、公示する。

令和八年三月三十日

山梨県教育委員会

教育長 荻野智夫

一 登録年月日

令和八年三月三十日

二 記号番号

梨博第十六号

三 設置者の名称及び住所

公益財団法人キープ協会

北杜市高根町清春三五四五

四 名称

ポール・ラッシュ記念館

五 所在地

北杜市高根町清里三五四五

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県人事委員会

委員長 水上浩一

山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務局処務規程（昭和六十一年山梨県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「公報原稿用紙」を削り、「意志決定」を「意思決定」に改める。

第三十五条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

その他

山梨県議会規則第一号

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県議会議長 宮本秀憲

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会会議規則（昭和三十一年山梨県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県議会訓令第一号

山梨県議会ハラスメントの防止等に関する規程を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県議会議長 宮本秀憲

山梨県議会ハラスメントの防止等に関する規程

（目的）

人事委員会

第一条 この規程は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成三十年法律第二十八号）の趣旨を踏まえ、山梨県議会議員（以下「議員」という。）間におけるハラスメントの防止及び排除に関し、議員及び議長の責務を明らかにするとともに、ハラスメントに起因する問題に係る相談体制の整備、当該問題の発生の防止に資する研修の実施その他の施策について必要な事項を定めることにより、多様な人材が議会に参画することができる環境の整備に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント 性的な言動、妊娠、出産、育児、介護又は看護に関する言動その他職務上必要かつ相当な範囲を超える言動であつて、これらの言動の相手方である議員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は当該議員の人格、尊厳若しくは議員としての活動環境を害することとなるようなものをいう。
- (2) 苦情相談 ハラスメントに起因する問題に関する苦情の申出及び相談をいう。
- (3) 申立人 苦情相談を行った議員をいう。
- (4) 被申立人 申立人に対してハラスメントをしたとされる議員をいう。

（適用範囲）

第三条 この規程（次条及び第十四条の規定を除く。）は、議員間で行われたハラスメント（議長が別に定めるものを除く。）に起因する問題について適用する。

（議員の責務）

第四条 議員は、公職に参画する者として高い倫理観が求められること及びハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、自らの言動に十分注意を払うよう努めるものとする。

2 議員は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して議会からハラスメントの発生を防止するよう取り組むものとする。

3 議員は、県民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前二項の規定に準じた行動をとるよう努めるものとする。

（議長の責務）

第五条 議長は、議員間におけるハラスメントの防止及び排除に努めるものとする。

2 議長は、苦情相談が議員からなされた場合には、迅速かつ適切に対応するものとする。

（相談窓口）

第六条 議長は、苦情相談が議員からなされた場合に対応するため、ハラスメント相談

窓口を設置する。

（事実関係の調査）

第七条 議長は、議員から苦情相談を受けたときは、当該苦情相談に係る問題の事実関係を確認するため、申立人、被申立人その他の関係者からの聴取等により、必要な調査を行うものとする。この場合において、申立人以外の者に対して聴取等をするときは、様式第一号により、あらかじめ申立人の同意を得るものとする。

2 前項の場合において、申立人の同意が得られないときは、議長は、同項の調査を打ち切り、申立人に対する旨を通知する。

（調査協力に関する努力義務）

第八条 前条の規定による調査の対象者は、当該調査に協力するよう努めるものとする。

（調査の結果を受けて行う措置）

第九条 議長は、第七条第一項の規定による調査の結果、ハラスメントがあったと認めるときは、様式第二号により、申立人の同意を得た上で、被申立人に対し助言、指導、注意その他の必要な措置を講じ、その内容を申立人に伝達するものとする。

2 第七条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の調査」とあるのは、「苦情相談の処理」と読み替えるものとする。

（各会派代表者会議における協議）

第十条 議長は、前条第一項の措置を講じてもなお被申立人において行為の是正が図られないと認めるときは、各会派代表者会議（山梨県議会会議規則（昭和三十一年山梨県議会規則第一号）別表に規定する各会派代表者会議をいう。以下同じ。）を招集し、ハラスメントの防止又は排除のために必要な措置その他の措置について協議することができる。この場合においては、様式第三号により、あらかじめ申立人の同意を得るものとする。

2 前項の各会派代表者会議は、必要に応じ、申立人、被申立人その他の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 第一項の各会派代表者会議は、公開しない。

4 議長は、第一項の規定による協議を行ったときは、その結果を申立人に伝達するものとする。

5 第七条第二項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「同項の調査」とあるのは、「苦情相談の処理」と読み替えるものとする。

第十一条 第九条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、議長は、第七条第一項の規定による調査の結果、ハラスメントがあったと認める場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、各会派代表者会議を招集し、前条第一項の措置について協

議することができる。この場合においては、同条第一項後段の規定を準用する。

(1) 当該ハラスメントが繰り返し行われ、又は身体的危害を伴うものである等、その態様が極めて悪質であるとき。

(2) 当該ハラスメントにより申立人が議員としての活動を継続することが困難になる等、その被害が重大なものであるとき。

(3) その他議長が必要と認めるとき。

2 第七条第二項及び前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七条第二項中「同項の調査」とあるのは、「苦情相談の処理」と読み替えるものとする。

(議長等が関係当事者である場合における苦情相談の処理)

第十二条 第五条第二項の規定は、議長が議員からハラスメントを受けたとする者又は議員に対してハラスメントをしたとされる者である場合について準用する。この場合において、同項中「議長」とあるのは、「副議長」と読み替えるものとする。

2 第五条第二項の規定は、議長及び副議長が前項に規定するいずれかの者である場合について準用する。この場合において、同項中「議長」とあるのは、「議会運営委員長」と読み替えるものとする。

3 第七条、第九条第一項、第十条第一項から第四項まで及び前条第一項の規定は、議長が申立人又は被申立人（次項から第六項までにおいて「申立人等」という。）である場合について準用する。この場合において、これらの規定（第十条第二項及び第三項の規定を除く。）中「議長」とあるのは「副議長」と、第七条第二項中「同項の調査」とあるのは「苦情相談の処理」と読み替えるものとする。

4 第七条、第九条第一項、第十条第一項から第四項まで及び前条第一項の規定は、議長及び副議長が申立人等である場合について準用する。この場合において、これらの規定（第十条第二項及び第三項の規定を除く。）中「議長」とあるのは「議会運営委員長」と、第七条第二項中「同項の調査」とあるのは「苦情相談の処理」と読み替えるものとする。

5 各会派代表者会議の構成員は、自己が申立人等である事案に係る措置に関する事項を議事とする各会派代表者会議に出席することができない。

6 前項の場合において、議長が申立人等であるときは副議長が、議長及び副議長が申立人等であるときは議会運営委員長が、それぞれその会議を主宰する。

7 第五項の規定により各会派代表者会議に構成員を出席させることができない会派は、代理者を出席させることができる。

(秘密の保持)

第十三条 ハラスメントに起因する問題に対応する議長及び議員は、職務上知ることの

できた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(研修)

第十四条 議長は、ハラスメントの防止及び排除のため、議員の意識の啓発及び知識の向上を図るとともに、議員に対して必要な研修を実施するものとする。

(補則)

第十五条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県会議長 殿

私が 年 月 日に行ったハラスメントに係る苦情相談に関し、事実関係の調査のため、議長から被申立人その他の関係者に対し、聴取等を行うことに同意します。

年 月 日

申立人 氏 名
(自 署)

山梨県会議長 殿

私が 年 月 日に行ったハラスメントに係る苦情相談に関し、議長から被申立人に対して必要な措置を行うことに同意します。

年 月 日

申立人 氏 名
(自 署)

山梨県議会議長 殿

私が 年 月 日に行ったハラスメントに係る苦情相談に関し、各会派代表者会議においてハラスメントの防止及び排除のために必要な措置等についての協議を行うことに同意します。

年 月 日

申立人 氏 名
(自 署)

山梨県議会訓令甲第二号

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十日

山梨県議会議長 宮 本 秀 憲

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

山梨県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年山梨県議会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「第十九条の四第一項第五号」を「第十九条の四第一項第四号」に改め、同条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第五条第二項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第八条第八項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第十条第一項第一号中「健康保険の被保険者証」を削る。

第十一条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第一号及び様式第十一号中「運転免許証 □健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

様式第十七号中「の特定する」を「を特定する」に改める。

様式第十八号中「運転免許証 □健康保険被保険者証」を「運転免許証」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第三条第五号の改正規定は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日（令和八年六月十四日）から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番